久米南町告示第138号

次の者の住所及び居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令292号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 29 日

久米南町長　片　山　篤

住民基本台帳に記載のあった住所及び氏名

住　　所	氏　　名
久米南町上弓削1626番地	村　社　花　梨

【教示】

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、久米南町長に対して審査請求をすることができる。

2　この処分については、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、久米南町（代表者は久米南町長）を被告として、処分の取消の訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消の訴えを提起することができる。